

報告第1号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定)
農業振興課	国における事務手続の遅延により、農作物共済に係る加入者負担共済掛金の額の確定が著しく困難であることから、やむを得ず当該共済掛金の納期限を延長するため、三田市農業共済条例の一部を改正する必要があるため、1月27日に専決処分したのでこれの承認を求めるもの。
<p>【専決処分理由】 農作物共済加入者は、農作物共済に係る加入者負担共済掛金を条例で定める期日までに納入しなければならない(麦については、1月31日)が、平成23年度産麦に適用する単価が、国における事務手続(農林水産省による掛金単価の告示)の遅延により、納期限までの単価確定が困難なため、当該共済掛金の納期限を延長できる規定を設けるもの。</p> <p>【根拠法令】 農業災害補償法第105条第1項 農業災害補償法施行規則第27条の4 地方自治法第179条第1項及び第3項</p> <p>【改正内容】 ●加入者負担共済掛金の納期限の延長規定の追加(第28条関係)</p> <p>【現行】 第28条 農作物共済加入者は、農作物共済に係る加入者負担共済掛金を次の各号に掲げる期日までに、市に納付しなければならない。</p> <p>(1) 水稲 8月31日 (2) 麦1類(秋期には種する小麦) 1月31日 (3) 麦2類(秋期には種する二条大麦) 1月31日 (4) 麦3類(秋期には種する六条大麦) 1月31日 (5) 麦4類(秋期には種する裸大麦) 1月31日 (6) 麦5類(秋期には種する麦のうち1類から4類までに属するもの以外の麦) 1月31日</p> <p>【改正案】 第2項の追加 <u>2 前項の規定にかかわらず、市は、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、同項各号に掲げる期日を30日間延長することができる。</u></p> <p>【専決日】 平成23年1月27日 【施行期日】 兵庫県知事認可の日(平成23年1月27日)</p>	